

- c. 天災地変、暴動、運送・宿泊機関のサービスの提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由により旅行の継続が不可能となったとき。

②解除の効果及び払戻し

本項(1)の①により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとしします。また、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。当社は、旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払戻しいたします。

③本項(2)の①の a, c により当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で発生した戻金に因るための必要な手配をいたします。

17. 旅行代金の払い戻し

(1)当社は、第12項の規定により旅行代金を減額した場合又は第14項から第16項までの規定によりお客様若しくは当社が旅行契約を解除した場合において、お客様に対し払戻しすべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあつては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあつては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払戻しいたします。

(2)お客様は、出発日より1ヶ月以内に商品を購入された販売店に払戻しをお申し出下さい。

(3)クーポン類の引渡し後の払い戻しについては、お引渡ししたクーポン類が必要となります。クーポン類の提出がない場合には、旅行代金の払い戻しができないことがあります。

18. 添乗員等

(1)添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行なうサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従って頂きます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

(2)現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的の地到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。

(3)現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしません、現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行います。

(4)個人型プランには添乗員等は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたします。旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行って頂きます。

(5)現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を要する事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行って頂きます。

19. 当社の責任

(1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。

(2)手荷物について生じた本項(1)の損害については同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、1人15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償いたします。

(3)お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。

- ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
- ②運送、宿泊機関等の事故、火災により発生する損害。
- ③運送、宿泊機関等のサービスの提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
- ④官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止。
- ⑤自由行動中の事故。
- ⑥食中毒。
- ⑦盗難。
- ⑧運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮。

20. 特別補償

(1)当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が主催旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金・後遺障害補償金及び入院見舞金を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金を支払います。

(2)お客様が主催旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、主催旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が主催旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

(3)当社は、現金・有価証券・クレジットカード・クーポン券・航空券・バスポート・コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品のほか、以下に定めるものも補償対象除外品とさせていただきます。

- 宝石・貴金属類(但し、原則的に腕時計、眼鏡等日常で実用的に使用されているものは除きます。)、パソコン、ワープロ及びこれらの付属品、各種データその他これらに準ずるもの、運転免許証・査証・預金証書又は貯金証書(通帳及び現金自動支払機用カードを含みます。)、その他これらに準ずるもの、ウィンドサーフィン・スキューバダイビング・サーフィンその他これらに準ずる運動を行うための用具。

(4)当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

国内旅行傷害保険加入のおすすめ
安心してご旅行をいただくため、お客様ご自身で保険をかけられることをおすすめいたします。

21. お客様の責任

(1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は当社はお客様から損害の賠償を申し受けず。

(2)クーポン券類紛失の場合、当該クーポン類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金をお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は運送機関が定める金額とします。

22. オプションツアー又は情報提供

(1)当社の主催旅行参加のお客様を対象として、別途の参加料金を取受して当社が実施する主催旅行(以下「当社主催のオプションツアー」といいます。)の第20項(特別補償)の適用については、当社は、主たる主催旅行契約の内容の一部として取り扱います。但し、当該当社主催のオプションツアーのご参加が主たる主催旅行契約の日程中でない他の日にご参加である場合は、この限りではありません。

(2)オプションツアーの主催者が当社以外である旨をパンフレットで明示した場合には、当社は、当該オプションツアー参加中にお客様に発生した第20項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき損害補償金を支払います。また、当該オプションツアーの履行に係る主催者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該オプションツアーを履行する当該主催者のために拠ります。

(3)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用しますが、それ以外の責任を負いません。

23. 旅程保証

(1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(但し次の①～③で規定する変更を除きます。)は、旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。但し、当該変更について当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかでない場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません(但し、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)

- a. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変。
- b. 戦乱。
- c. 暴動。
- d. 官公署の命令。
- e. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止。
- f. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供。
- g. 旅行参加者の生命又は身体确保安全確保のため必要な措置。

②第15項から第16項までの規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

③次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更であっても、「最終旅行日程表に記載した日程からの変更の場合で、募集パンフレットに記載した範囲内の旅行サービスへの変更である場合」は、当社は変更補償金を支払いません。

④募集パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

(2)本項(1)にかかわらず、当社が1つの主催旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。また、1つの主催旅行契約に基づき支払うべき変更補償金の額が一人様につき1,000円未満であるときは、変更補償金を支払いません。

(3)当社は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の経済的利益の提供をもって補償を行うことがあります。

(4)当社が本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更による変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額と旅行者が返還すべきこととなる変更補償金の額とを相殺して残額を支払います。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額＝1件につき下記の率×旅行代金	
	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以後にお客様に通知した場合
①募集パンフレットに記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②募集パンフレットに記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③募集パンフレットに記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金等のへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0%	2.0%
④募集パンフレットに記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤募集パンフレットに記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑥募集パンフレットに記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観の変更	1.0%	2.0%
⑦上記の①～⑥に掲げる変更のうち募集パンフレットのウツリタイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1：1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。

注2：④又は⑥に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。

注3：⑦に掲げる変更については、①～⑥の料率を適用せず、⑦の料率を適用します。

24. 通信契約による旅行条件

当社提携のクレジットカード会社のカード会員(以下「会員」といいます。)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」と以下の点で「通信契約」といいます。)を条件に申込を受けた場合、通常の旅行条件とは以下の(以下「通信契約」といいます。)を条件に申込を受けた場合、通常の旅行条件とは以下の(以下「通信契約」といいます。)を条件に申込を受けた場合、通常の旅行条件とは以下の(以下「通信契約」といいます。)を条件に申込を受けた場合、通常の旅行条件とは以下の(以下「通信契約」といいます。)

(1)通信契約による旅行契約は、当社らが旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合には、当社らがその通知を発生した時に成立し、当社が e-mail 等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到着した時に成立するものとします。

(2)「カード利用日」とは旅行代金等の支払い又は払戻しをする日をいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします(但し、成立日が旅行開始前日から14日目にある日より前の場合は「14日目(休業日にあたる場合は翌営業日)」といたします。また取消料のカード利用日は「契約解除依頼日(解約をお申し出が旅行代金のカード利用日以降の場合は、お申し出翌日から7日間以内をカード利用日として扱い戻します。)」となります。

(3)与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、第14項(1)の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

25. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。

26. その他

(1)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生等に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。

(2)お客様のご便宜のため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。

(3)お客様が、航空会社が任意で搭乗予定以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度(フレックストラベラー制度)に同意をし、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配債務・旅程管理債務は履行されたとし、また、当該変更部分に関わる旅程保証責任・特別補償責任は免責となりますので、ご了承ください。

(4)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承下さい。

受託販売

旅行業務取扱主任者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引責任者です。このご旅行の契約に関し担当者からの説明に不明の点がありましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱主任者にご質問下さい。